

---

## 横浜市における償却資産調査業務について

---

横浜市 財政局主税部償却資産課  
担当係長 横内 仁 氏  
専任職 宮入 康行 氏



# 横浜市における償却資産 調査業務について

横浜市役所財政局主税部償却資産課

担当係長 横内 仁

償却資産業務担当専任職 宮入 康行

1

## 1 横浜市償却資産センターの概要

- 横浜市 人口 370万人
- 一般会計予算規模 1兆5,000億円
- 市税26年度決算額 7,200億円
  - 固定資産税 2,648億円
    - うち償却資産分 379億円
- 償却資産納税義務者数

	総数	法定免税点未満	法定免税点以上のもの
個人	30,844	24,980	5,864
法人	61,183	34,015	27,168
合計	92,027	58,995	33,032

2

## 横浜市償却資産センター

- 課長1名、係長2名、専任職4名、職員40名
- 21年度に各区役所で実施していた償却資産業務を集約化し全市分の事務を実施
  - 申告窓口を一本化し、納税者等の利便性向上
  - 少人数で実施していた事務処理を集中化して効率的な事務処理を実現
  - 集合研修やOJTなどによる効果的な人材育成
  - 調査事務の充実による一層の税込確保

3

## 2 償却資産調査の実施方針、体制

- 毎年度調査実施方針を提示
  - 年間調査件数、追徴税額目標
  - 調査実施体制
  - 中心となる調査の実施方法
- 職員全員が「大規模家屋調査」もしくは「大企業調査」グループに所属
- 年間調査計画表による進捗管理
- 調査前には、具体的な研修を実施

4

## 償却資産調査の種類

- (1) 新設企業等調査
- (2) 不申告調査(申告のしょうよう)
- (3) 過年度チェック(申告書の総めくり)
- (4) 書面調査
- (5) 税務署調査
- (6) 一般実地調査
- (7) 大企業調査
- (8) 大規模家屋調査

5

## 償却資産センター調査計画表

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	(2) 不申告調査	調査振り分け	(6) 一般実地調査					
	(3) 申告書 総めくり		(4) 書面調査					
					(5) 税務署 調査	→		しょうよう 文 送付
	(3) 過年度チェック							
			(8) 大規模家屋調査					
			(7) 大企業調査					
			(1) 新設企業等調査					

6

### 3 各種調査の実施方法

#### (1) 新設企業等調査

新設された事業所等について、課税客体を確実に捕捉し、公平な課税を実現するため、資料収集等に取り組んでいます。

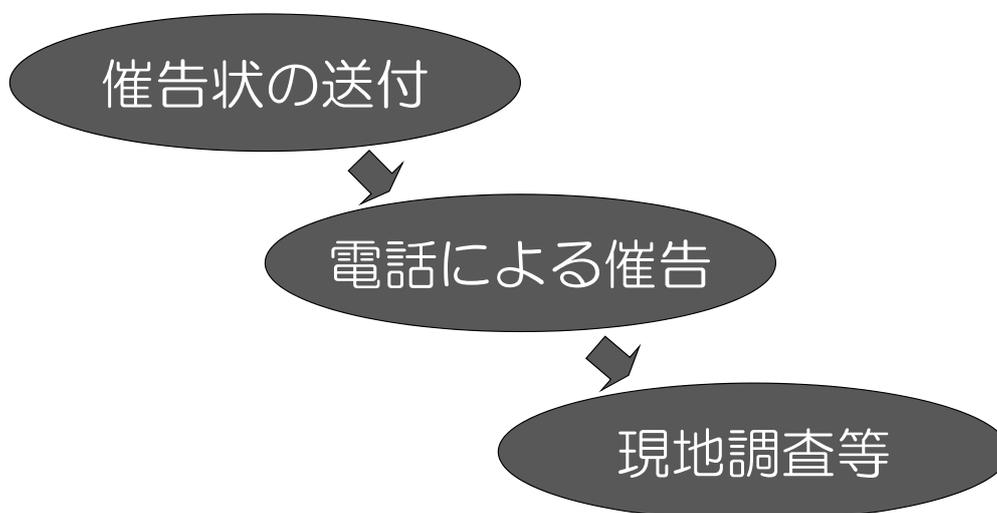
＜新設企業等の捕捉方法＞

- ・建物等の建築確認申請
- ・法人市民税設立届、異動届
- ・個人市民税事業開設届
- ・生活衛生関係の営業許可
- ・その他(新聞折り込み、インターネット情報 等)

7

#### (2) 不申告調査(申告のしようよう)

申告書を送付した企業等のうち、申告のない企業等については、次のとおり対応しています。



8

## (3) 過年度チェック (申告書の総めくり)

- ・5～6月にすべての申告書の内容を再確認し、前年度以前に申告しなければならぬ資産を発見し課税修正等の手続きを行います。
- ・申告書の総めくりを通して、各種調査対象者の抽出も行います。

9

## (4) 書面調査

- ・「減価償却資産明細書」や「固定資産台帳」の写し等、減価償却資産の内訳(資産名称、取得年月、取得価額、耐用年数、数量)がわかる資料の提出(郵送等)を求め、調査対象企業の事務所や工場等へ行くことなく、提出された資料によって申告内容の確認を行うものです。

10

## (5-1) 税務署調査

- 償却資産の適正申告の確保及び未申告者の解消のため、所得税及び法人税確定申告書等の国税資料を閲覧・活用し、実地調査等へ繋げる調査を行っています。

11

## (5-2) 税務署調査後の対応

- 税務署資料と償却資産申告書を照合した結果、申告漏れが見つかった場合には、申告漏れ資産の申告をしようようする文書(以下、「しようよう文」という。)を送付します。
- しようよう文を送付した対象者等については、翌年度に引き継ぎ、申告状況の確認を行い、申告がない対象者については、電話催告、実地調査等を実施します。

12

## (6) 一般実地調査

- 実地調査とは、資産の現地調査、企業及び個人事業者における帳簿調査・折衝による調査のことです。
- 実地調査が必要と認められる者で大企業調査対象(原則「資本金が1億円超の企業」)以外を一般実地調査の対象とします。

13

## (7) 大企業調査

- 実地調査が必要と認められる者で原則「資本金が1億円超の企業」を大企業調査の対象としています。
- 大企業調査については、会計処理が複雑で経理担当者や税理士との対応に専門的な知識・技術を要するため、専任職を中心としたプロジェクトチームを作り実施しています。

14

## (8) 大規模家屋調査

- 区役所家屋担当と県税事務所との合同調査対象である1,000㎡以上の新增築事業用家屋について調査を実施します。
- 見積書等から償却資産申告対象資産を抽出し、事業者への通知や申告しようようを行います。
- 家屋と償却資産の区分に関する知識・技術を要するため、専任職を中心としたプロジェクトチームを作り実施しています。

15

## 4 調査業務の実施結果、今後の課題

### (1) 調査実績

#### 【単年度追徴税額】

不申告調査	約5億円
過年度チェック	約1億円
その他調査	約2億円

16

## (2) 職員の人材育成

- 償却資産担当職員初任期研修(4月)
- 実地調査に関する研修(5～6月、10月)
- 簿記・会計概論初級研修(7月)
- 簿記・会計概論中級研修(8～9月)
- 初任期・中堅期・ベテラン期フォローアップ研修(10月)

※その他随時行う“業務関連研修”、業務知識判定・実務能力判定を行う“税務キャリアサポートシステム”の実施等

17

## (3) 適正な申告に向けて

- 税理士会や法人会への説明
- ホームページの改善
- 申告手引の改訂
- 要領やマニュアル等の整備 等

18

